

**平成十一年外務省・自治省令第一号**

在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令  
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令を次のように定める。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第十五条第一項第二号に規定する在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域は、別表のとおりとする。

**附 則** この省令は、平成十一年五月一日から施行する。

**附 則**（平成十一年四月二八日外務省・自治省令第三号）  
この省令は、平成十一年五月一日から施行する。

**附 則**（平成十一年七月二九日外務省・自治省令第四号）  
（施行期日）  
この省令は、平成十一年八月一日から施行する。

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**第二条** この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在ドイツ日本国大使（ライントラント・プファルツ州及びザールラン	在フランスフルト日本国総領事
在ベルリン日本国総領事	在ドイツ日本国大使

**附 則**（平成十一年二月二〇日外務省・自治省令第五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十一年九月一四日外務省・自治省令第一号）  
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則**（平成十一年一月二九日総務省・外務省令第一号）  
（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**第二条** この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在ハバロフスク日本国総領事（サハリン州を管轄する場合に在ユジノ・サハリンスク日本国総領事）	在チエニマイ日本国総領事
---	--------------

**附 則**（平成十三年三月三一日総務省・外務省令第二号）  
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十三年九月三日総務省・外務省令第三号）  
（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。

**（経過措置）**  
**第二条** この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在ロシア日本国大使（カムチャツカ州、マガダン州及びビリヤーク自治管区を在ウラジオストク	在ロシア日本国大使（ブリヤート共和国、サハ共和国（ヤクーツヤ）、アムール在ハバロフスク日
州、イルクーツク州、チタ州、ユダヤ自治州及びアギン・ブリヤート自治管区日本国総領事	

**附 則**（平成十三年二月七日総務省・外務省令第四号）  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十四年四月八日総務省・外務省令第二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十四年七月一日総務省・外務省令第三号）  
（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**第二条** この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ドイツ日本国大使（ノルトライン・ヴェストファーレン州ケルン地方をデュッセルドルフ日本	在ドイツ日本国大使（ノルトライン・ヴェストファーレン州ケルン地方をデュッセルドルフ日本
行政区を管轄する場合に限る。）	行政区を管轄する場合に限る。）

**附 則**（平成十五年四月一日総務省・外務省令第一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十五年二月二五日総務省・外務省令第三号）  
（施行期日）  
この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**第二条** この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在タイ日本国大使（チェンマイ県、ランパーン県、ランブーン県、チェン	在タイ日本国大使（チェンマイ県、ランパーン県、ランブーン県、チェン
マイ県、パヤオ県、メーホンソーン県、ナン県、プラー県及びウタラデ領事	マイ県、パヤオ県、メーホンソーン県、ナン県、プラー県及びウタラデ領事
在ラスバルマス日本国総領事	在ラスバルマス日本国総領事

**附 則**（平成十六年三月三一日総務省・外務省令第一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十六年三月三一日総務省・外務省令第一号）  
（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**第二条** この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在タイ日本国大使（チェンマイ県、ランパーン県、ランブーン県、チェン	在タイ日本国大使（チェンマイ県、ランパーン県、ランブーン県、チェン
マイ県、パヤオ県、メーホンソーン県、ナン県、プラー県及びウタラデ領事	マイ県、パヤオ県、メーホンソーン県、ナン県、プラー県及びウタラデ領事
在ラスバルマス日本国総領事	在ラスバルマス日本国総領事

**附 則**（平成十六年三月三一日総務省・外務省令第一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。  
（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。  
在スラバヤ日本国総領事（東ティモール民主共和国を管轄する場合に限る）  
在東ティモール日本国大使  
在パキスタン日本国大使（アフガニスタン・イスラム国を管轄する場合に限る）  
在アフガニスタン日本国大使

附則（平成一六年五月二二日総務省・外務省令第二号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。  
在ガーナ日本国大使（リベリア共和国を管轄する場合に限る）  
在リベリア日本国大使

附則（平成一六年二月二八日総務省・外務省令第三号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十七年一月一日から施行する。  
（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。  
在中華人民共和国日本国大使（重慶市、四川省、貴州省及び雲南省を管轄する場合に限る）  
在重慶日本国総領事  
在カンザスシティ日本国総領事  
在シカゴ日本国総領事  
在エドモントン日本国総領事  
在カルガリー日本国総領事

附則（平成一七年二月二八日総務省・外務省令第一号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十八年一月一日から施行する。  
（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。  
在スラバヤ日本国総領事（バリ州、西ヌサトゥンガラ州及び東ヌサトゥンガラ州の区域に限る。）  
在アンカラジ日本国総領事  
在ボルネオ日本国総領事  
附則（平成一八年一〇月二七日総務省・外務省令第一号）  
この省令は、平成十八年十一月一日から施行する。  
附則（平成一九年三月三二日総務省・外務省令第一号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。  
（経過措置）

在セルビア・モンテネグロ日本国大使（セルビア共和国の区域を管轄する場合に限る）  
在セルビア日本国大使  
在セルビア・モンテネグロ日本国大使（モンテネグロ共和国の区域を管轄する場合に限る）  
在モンテネグロ日本国大使  
在マルセイユ日本国総領事（モナコ公国の区域を管轄する場合に限る）  
在モナコ日本国大使  
附則（平成二〇年三月三二日総務省・外務省令第一号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。  
（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。  
在チェンナイ日本国総領事（カルナータカ州を管轄する場合に限る）  
在インド日本国大使  
在中華人民共和国日本国大使（江西省を管轄する場合に限る）  
在上海日本国総領事

附則（平成二〇年五月二二日総務省・外務省令第二号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。  
（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。  
在ニューオリズ日本国総領事  
在アトランタ日本国総領事

附則（平成二〇年五月二二日総務省・外務省令第二号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。  
（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。  
在チェンナイ日本国総領事（カルナータカ州を管轄する場合に限る）  
在インド日本国大使  
在中華人民共和国日本国大使（江西省を管轄する場合に限る）  
在上海日本国総領事

附則（平成二〇年五月二二日総務省・外務省令第二号）

(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在アトランタ日本国総領事(テネシー州、ミシシッピ州、アーカンソー州、ル在ナッシュビル日  
イジアナ州及びケンタッキー州を管轄する場合に限る。)

附則(平成二〇年二月二六日総務省・外務省令第四号)  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在マカッサル日本国総領事  
在ジャカルタ日本国総領事  
在中華人民共和国日本国大使(山東省を管轄する場合に限る。)  
在青島日本国総領事  
在カメルーン日本国大使(中央アフリカ共和国を管轄する場合に限る。)  
在中央アフリカ日本国大使

附則(平成二二年六月二四日総務省・外務省令第一号)  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在セルビア日本国大使(コソボ共和国の区域を管轄する場合に限る。)  
在コソボ日本国大使

附則(平成二二年二月二四日総務省・外務省令第三号)  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在レソフェ日本国総領事  
在ブラジル日本国大使

在ジュネーブ日本国総領事  
在スイス日本国大使

附則(平成二二年二月二七日総務省・外務省令第二号)  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在コタキナバル日本国総領事  
在マレーシア日本国大使

附則(平成二三年二月二六日総務省・外務省令第一号)  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在インドネシア日本国大使  
在インドネシア日本国大使  
在マニラ日本国総領事  
在フィリピン日本国大使  
在ロンドン日本国総領事  
在ベルー日本国大使  
在ポルトモレスビー日本国総領事  
在パプアニューギニア日本国大使

附則(平成二四年九月五日総務省・外務省令第一号)  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ニュージーランド日本国大使(クック諸島の区域を管轄する場合に限る。)  
在クック日本国大使

在スーダン日本国大使(南スーダン共和国の区域を管轄する場合に限る。)  
在南スーダン日本国大使

附則(平成二四年二月二七日総務省・外務省令第三号)  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在インドネシア日本国総領事  
在インドネシア日本国総領事  
在シアトル日本国総領事  
在ポートランド日本国総領事  
在ドイツ日本国大使

**附 則**（平成二五年六月二八日総務省・外務省令第一号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。  
（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在インドネシア日本国大使（在マカッサル出張駐在官事務所を管轄する場合に限る。）  
在インドネシア日本国大使（在マカッサル出張駐在官事務所を管轄する場合に限る。）  
在シドニー日本国総領事（旧カルケアンを管轄する場合に限る。）  
在オーストラリア日本国大使

**附 則**（平成二五年二月二六日総務省・外務省令第三号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。  
（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ベレン日本国総領事  
在ブラジル日本国大使

**附 則**（平成二七年二月一八日総務省・外務省令第一号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。  
（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在メキシコ日本国大使（アグアスカリエンテス州、グアナフアト州、ケレタロ州、在レオン日本サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域を管轄する場合に限る。）  
在メキシコ日本国大使（アグアスカリエンテス州、グアナフアト州、ケレタロ州、在レオン日本サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域を管轄する場合に限る。）

在ドイツ日本国大使（ハンブルク市、ブレーメン市、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州及びニーダーザクセン州の区域を管轄する場合に限る。）  
在ドイツ日本国大使（ハンブルク市、ブレーメン市、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州及びニーダーザクセン州の区域を管轄する場合に限る。）

2 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

メキシコ合衆国（アグアスカリエンテス州、グアナフアト州、ケレタロ州、サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域を除く。）  
メキシコ合衆国（アグアスカリエンテス州、グアナフアト州、ケレタロ州、サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域に限る。）  
ドイツ連邦共和国（ベルリン市、ブランデンブルクドイツ連邦共和国（ハンブルク市、ブレーメン州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン市、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州、ザクセン・アンハルト州及びテューリンゲン及びニーダーザクセン州の区域に限る。）  
ドイツ連邦共和国（ベルリン市、ブランデンブルクドイツ連邦共和国（ハンブルク市、ブレーメン州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン市、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州、ザクセン・アンハルト州及びテューリンゲン及びニーダーザクセン州の区域に限る。）

**附 則**（平成二八年二月二八日総務省・外務省令第二号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。  
（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在インド日本国大使（カルナータカ州の区域を管轄する場合に限る。）  
在インド日本国大使（カルナータカ州の区域を管轄する場合に限る。）  
在ベングール日本国総領事  
在ベングール日本国総領事

在ヨルダン日本国大使（イラク共和国の区域を管轄する場合に限る。）  
在ヨルダン日本国大使（イラク共和国の区域を管轄する場合に限る。）  
在イラク日本国大使

2 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

インド（在コルカタ、在チェンナイ及び在ムンバイの各日本国総領事  
インド（カルナータカ州の管轄区域並びにカルナータカ州の区域を除く。）  
インド（カルナータカ州の管轄区域並びにカルナータカ州の区域を除く。）  
ヨルダン・ハシエミット王国  
ヨルダン（在イラク共和国の区域に限る。）  
イラク共和国

**附 則**（平成二九年二月二六日総務省・外務省令第二号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により行った送付その他の行為(以下この項において「送付等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請その他の行為(以下この項において「申請等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

在ブラジル日本国大使(バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、在レシフェ日  
パラíba州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州及びセララ州の区域を管轄する場合本国総領事  
に限る。)

2 この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の三箇月前の日から施行日の  
前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で  
施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日  
までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日  
以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙  
人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登  
録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる  
区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

附則 (平成三〇年五月三一日総務省・外務省令第一号)

この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成二十八  
年法律第九十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年六月一日)から施行  
する。

附則 (平成三〇年二月二十八日総務省・外務省令第二号)

(施行期日)  
1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館  
の長又はその事務を代理する者を含む。以下この項において同じ。)が公職選挙法又はこれに基  
づく命令の規定により行った送付その他の行為(以下この項において「送付等」という。)は、  
この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の  
施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行っ  
た申請その他の行為(以下この項において「申請等」という。)は、この省令の施行後は、それ  
ぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

在フィリピン日本国大使(北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ在  
州、ブキドノン州、カミン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンポステバ  
ラ・パレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、西ダバオ州、クタバト州、サランガ日  
本  
二州、南クタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、ディナガッ  
ト・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、マギンダナオ州、バシラン領事  
州、スール州及びタウイタウイ州の区域を管轄する場合に限る。)

3 この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の三箇月前の日から施行日の  
前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で

施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日  
までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日  
以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在  
外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名  
簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上  
欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

在イエメン日本国大使  
在シリア日本国大使  
在レバノン日本国大使  
在リビア日本国大使  
在サウジアラビア日本国大使  
在チュニジア日本国大使

附則 (平成三一年三月三〇日総務省・外務省令第一号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。  
附則 (令和二年三月三一日総務省・外務省令第一号)

(施行期日)  
1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館  
の長又はその事務を代理する者を含む。以下この項において同じ。)が公職選挙法又はこれに基  
づく命令の規定により行った送付その他の行為(以下この項において「送付等」という。)は、  
この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の  
施行前に同法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請  
その他の行為(以下この項において「申請等」という。)は、この省令の施行後は、それぞれ同  
表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

附則 (令和二年二月二十八日総務省・外務省令第二号)

(施行期日)  
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。  
(経過措置)



在インドネシア日本国大使	インドネシア（在スラバヤ、在デンパサール及び在メダンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在スラバヤ日本国総領事	インドネシア（東ジャワ州、東カリマンタン州、北カリマンタン州、南カリマンタン州、北スラウエシ州、ゴロンタロ州、中部スラウエシ州、東南スラウエシ州、南スラウエシ州、西スラウエシ州、マルク州、北マルク州、パプア州及び西パプア州の区域に限る。）
在デンパサール日本国総領事	インドネシア（バリ州、西ヌサトゥンガラ州及び東ヌサトゥンガラ州の区域に限る。）
在メダン日本国総領事	インドネシア（ナンダラアチダルサラム州、北スマトラ州、西スマトラ州、ジャランビ州、リアウ州及びリアウ諸島州（在シンガポール日本国大使の管轄区域を除く。）の区域に限る。）
在カンボジア日本国大使	カンボジア
在シンガポール日本国大使	シンガポール
在スリランカ日本国大使	インドネシア（リアウ諸島州バタム島及びビンタン島の区域に限る。） スリランカ
在タイ日本国大使	タイ（在チェンマイ日本国総領事の管轄区域を除く。） 台湾
在チェンマイ日本国総領事	タイ（チェンマイ県、ランパーン県、ランブーン県、チェンライ県、パヤオ県、メーホンソン県、ナーン県、プレー県及びウタラディット県の区域に限る。）
在大韓民国日本国大使	大韓民国（在済州及び在釜山の各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在済州日本国総領事	大韓民国（済州道の区域に限る。）
在釜山日本国総領事	大韓民国（釜山広域市、蔚山広域市、大邱広域市、慶尚南道及び慶尚北道の区域に限る。）
在中華人民共和国日本国大使	中華人民共和国（在広州、在上海、在重慶、在瀋陽、在青島及び在香港の各日本国総領事の管轄区域を除く。） 朝鮮（大韓民国政府の支配する地域を除く。）
在広州日本国総領事	中華人民共和国（広東省、海南省、福建省及び広西壮族自治区の区域に限る。）
在上海日本国総領事	中華人民共和国（上海市、江蘇省、浙江省、安徽省及び江西省の区域に限る。）
在重慶日本国総領事	中華人民共和国（重慶市、四川省、貴州省及び雲南省の区域に限る。）
在瀋陽日本国総領事	中華人民共和国（黒龍江省、吉林省及び遼寧省の区域に限る。）
在青島日本国総領事	中華人民共和国（山東省の区域に限る。）
在香港日本国総領事	中華人民共和国（香港特別行政区政府及びマカオ特別行政区政府の管轄に属する地域に限る。）
在ネパール日本国大使	ネパール
在パキスタン日本国大使	パキスタン（在カラチ日本国総領事の管轄区域を除く。）
在カラチ日本国総領事	パキスタン（ペロチスタン州及びシンド州の区域に限る。）
在バングラデシュ日本国大使	バングラデシュ
在東ティモール日本国大使	東ティモール
在フィリピン日本国大使	フィリピン（在セブ及び在ダバオの各日本国総領事の管轄区域を除く。）

大洋州

在セブ日本国総領事	フィリピン（アクラン州、アンティーク州、カピズ州、ギマラス州、イロイロ州、西ネグロス州、ボホール州、セブ州、東ネグロス州、シキホール州、ビララン州、東サマール州、レイテ州、北サマール州、サマール州及び南レイテ州の区域に限る。）
在ダバオ日本国総領事	フィリピン（北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州、ブキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンポステラ・バレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、西ダバオ州、コタバト州、サランガニ州、南コタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、パシラン州、スルー州及びタウイタウイ州の区域に限る。）
在ブータン日本国大使	ブータン
在ブルネイ日本国大使	ブルネイ
在バトナム日本国大使	バトナム（在ダナン及び在ホーチミンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在ダナン日本国総領事	バトナム（ダナン市、トゥアティエン・フエ省、クアンナム省、クアンガイ省、クアンビン省、クアンチ省、ビンディン省、コントウム省及びザイライ省の区域に限る。）
在ホーチミン日本国総領事	バトナム（ホーチミン市、フイエン省、ダクラク省、カインホア省、ラムドン省、ニントゥアン省、ビントゥアン省、ビンフオック省、ドンナイ省、ビンズオン省、タイニン省、バリア・ブントウ省、ロンアン省、ティエンザン省、ドンタップ省、ベンチエ省、ビンロン省、チャビン省、アンザン省、カントー市、ソクチャン省、キエンザン省、バクリエウ省、カームウ省、ダクノン省及びホウザン省の区域に限る。）
在マレーシア日本国大使	マレーシア（在ペナン日本国総領事の管轄区域を除く。）
在ペナン日本国総領事	マレーシア（ペナン州、ケダ州、ペリス州、ペラ州、クランタン州及びトレンガヌ州の区域に限る。）
在ミャンマー日本国大使	ミャンマー
在モルディブ日本国大使	モルディブ
在ラオス日本国大使	ラオス
在オーストラリア日本国大使	オーストラリア（在シドニー、在パース、在ブリスベン及び在メルボルンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在シドニー日本国総領事	オーストラリア（ニューサウス・ウェールズ州（ウエディン、カウラ、ヤング、グレーターヒュム、オーボリ、ジュニー、ワグワグ、タンバランバ、トゥーマト、アッパクララン、ゴバンモウワリー、シヨールヘーバン、ユーロボダラ、ビガバレー、ボンバーラ、スノーウィーリバー、クーマ・モナロ、ヤスバレー、パレラン、クータマンダラ、クインビアンシテイ、ガンダガイ、ブルワ及びハーディンの各郡の区域を除く）、北部特別地域及びオーストラリアの属地の区域に限る。）
在パース日本国総領事	オーストラリア（西オーストラリア州の区域に限る。）

北米	
在オーストラリア（クインズランド州の区域に限る。）	在オーストラリア（クインズランド州の区域に限る。）
在メルボルン日本国総領事	在メルボルン日本国総領事
在キリバス日本国大使	在キリバス日本国大使
在クック日本国大使	在クック日本国大使
在サモア日本国大使	在サモア日本国大使
在ソロモン日本国大使	在ソロモン日本国大使
在ツバル日本国大使	在ツバル日本国大使
在トンガ日本国大使	在トンガ日本国大使
在ナウル日本国大使	在ナウル日本国大使
在ニウエ日本国大使	在ニウエ日本国大使
在ニュージールランド日本国大使	在ニュージールランド日本国大使
在オークランド日本国総領事	在オークランド日本国総領事
在バヌアツ日本国大使	在バヌアツ日本国大使
在パプアニューギニア日本国大使	在パプアニューギニア日本国大使
在パラオ日本国大使	在パラオ日本国大使
在フィジー日本国大使	在フィジー日本国大使
在マリーシャル日本国大使	在マリーシャル日本国大使
在ミクロネシア日本国大使	在ミクロネシア日本国大使
在アメリカ合衆国日本国大使	在アメリカ合衆国日本国大使
在アトランタ日本国総領事	在アトランタ日本国総領事
在サンフランシスコ日本国総領事	在サンフランシスコ日本国総領事
在シアトル日本国総領事	在シアトル日本国総領事
在シカゴ日本国総領事	在シカゴ日本国総領事
在デトロイト日本国総領事	在デトロイト日本国総領事
在デンバー日本国総領事	在デンバー日本国総領事
在ナッシュビル日本国総領事	在ナッシュビル日本国総領事
在ニューヨーク日本国総領事	在ニューヨーク日本国総領事

中南米	
在ハガツニヤ日本国総領事	在ハガツニヤ日本国総領事
在ヒューストン日本国総領事	在ヒューストン日本国総領事
在ボストン日本国総領事	在ボストン日本国総領事
在ホノルル日本国総領事	在ホノルル日本国総領事
在マイアミ日本国総領事	在マイアミ日本国総領事
在ロサンゼルス日本国総領事	在ロサンゼルス日本国総領事
在カナダ日本国大使	在カナダ日本国大使
在カルガリー日本国総領事	在カルガリー日本国総領事
在トロント日本国総領事	在トロント日本国総領事
在バンクーバー日本国総領事	在バンクーバー日本国総領事
在モントリオール日本国総領事	在モントリオール日本国総領事
在アルゼンチン日本国大使	在アルゼンチン日本国大使
在アンティグア・バーブーダ日本国大使	在アンティグア・バーブーダ日本国大使
在エクアドル日本国大使	在エクアドル日本国大使
在エルサルバドル日本国大使	在エルサルバドル日本国大使
在ガイアナ日本国大使	在ガイアナ日本国大使
在キューバ日本国大使	在キューバ日本国大使
在グアテマラ日本国大使	在グアテマラ日本国大使

在グレナダ日本国大使	グレナダ
在コスタリカ日本国大使	コスタリカ
在コロンビア日本国大使	コロンビア
在ジャマイカ日本国大使	ジャマイカ
在スリナム日本国大使	スリナム
在セントクリストファー・ネイビス日本国大使	セントクリストファー・ネイビス
在セントビンセント・ネイビス日本国大使	セントビンセント及びグレナディーン諸島
在セントルシア日本国大使	セントルシア
在チリ日本国大使	チリ
在ドミニカ日本国大使	ドミニカ
在ドミニカ共和国日本国大使	ドミニカ共和国
在トリニダード・トバゴ日本国大使	トリニダード・トバゴ
在ニカラグア日本国大使	ニカラグア
在ハイチ日本国大使	ハイチ
在パナマ日本国大使	パナマ
在パナマ日本国大使	パナマ
在パラグアイ日本国大使	パラグアイ
在バルバドス日本国大使	バルバドス
在ブラジル日本国大使	ブラジル（在クリチバ、在サンパウロ、在マナウス、在リオデジャネイロ及び在レシフェの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在クリチバ日本国総領事	ブラジル（パラナ州、サンタ・カタリーナ州及びリオ・グランデ・ド・スール州の区域に限る。）
在サンパウロ日本国総領事	ブラジル（サンパウロ州、マット・グロッソ州、マット・グロッソ・ド・スール州並びにミナス・ジェライス州のうちアラグアリ、カンピナ・ベルデ、カンポ・フロリード、コンセイソン・ダス・アラゴアス、コンキスタ、エストレーラ・ド・スール、フルタール、インディアノポリス、イツイウターバ、ノバ・ポンテ、プラタ、トリバテー、ツピングアラ、ウベラーバ、ウベルランディア及びウエリッシモの各行政区の区域に限る。）
在マナウス日本国総領事	ブラジル（アマゾナス州、アクレ州、ロンドニア州及びロライマ州の区域に限る。）
在リオデジャネイロ日本国総領事	ブラジル（リオデジャネイロ州、エスピリット・サント州及びミナス・ジェライス州（在サンパウロ日本国総領事の管轄区域を除く。）の区域に限る。）
在レシフェ日本国総領事	ブラジル（バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、パラíba州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州及びセアラ州の区域に限る。）
在ベネズエラ日本国大使	ベネズエラ

州 欧

在オランダ領アンティル及びアルバ	オランダ領アンティル及びアルバ
在ペリブズ日本国大使	ペリブズ
在ペルー日本国大使	ペルー
在ボリビア日本国大使	ボリビア
在ホンジュラス日本国大使	ホンジュラス
在メキシコ日本国大使	メキシコ（在レオン日本国総領事の管轄区域を除く。）
在レオン日本国総領事	メキシコ（アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州、サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域に限る。）
在アイスランド日本国大使	アイスランド
在アイスランド日本国大使	アイスランド
在アイルランド日本国大使	アイルランド
在アイルランド日本国大使	英国（北アイルランドの区域に限る。）
在アゼルバイジャン日本国大使	アゼルバイジャン
在アルバニア日本国大使	アルバニア
在アルメニア日本国大使	アルメニア
在アンドラ日本国大使	アンドラ
在イタリア日本国大使	イタリア（在ミラノ日本国総領事の管轄区域を除く。）
在ミラノ日本国総領事	イタリア（ロンバルディア州、ピエモンテ州、リグリア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ・アルト・アディジェ州、フリウリ・ヴェネツィア・ジェリア州、ヴェネト州及びエミリア・ロマーニャ州の区域に限る。）
在ウクライナ日本国大使	ウクライナ
在ウズベキスタン日本国大使	ウズベキスタン
在英国日本国大使	英国（在アイルランド日本国大使及び在エディンバラ日本国総領事の管轄区域を除く。）及びその属領（植民地、保護領及び保護国を含み、他の領事の管轄区域を除く。）
在エディンバラ日本国総領事	英国（スコットランド全域、クリブランド県、カンブリア県、ダーラム県、ノーザンバールランド県及びタインアンドウェアー県に区域に限る。）
在エストニア日本国大使	エストニア
在オーストリア日本国大使	オーストリア
在オランダ日本国大使	オランダ（在ベネズエラ日本国大使の管轄区域を除く。）
在オランダ日本国大使	オランダ
在北マケドニア日本国大使	北マケドニア
在キプロス日本国大使	キプロス
在ギリシャ日本国大使	ギリシャ
在キルギス日本国大使	キルギス
在クロアチア日本国大使	クロアチア

在コソボ日本国大使	コソボ
在サンマリノ日本国大使	サンマリノ
在ジョージア日本国大使	ジョージア
在スイス日本国大使	スイス
在スウェーデン日本国大使	スウェーデン
在スペイン日本国大使	スペイン（在バルセロナ日本国総領事の管轄区域を除く。） 英国領ジブラルタル
在バルセロナ日本国総領事	スペイン（バルセロナ県、ヘロナ県、レリダ県、タラゴナ県、カステリヨン県、バレンシア県、アリカンテ県及びバレアレス県の区域に限る。）
在スロバキア日本国大使	スロバキア
在スロベニア日本国大使	スロベニア
在セルビア日本国大使	セルビア
在タジキスタン日本国大使	タジキスタン
在チェコ日本国大使	チェコ
在デンマーク日本国大使	デンマーク
在ドイツ日本国大使	ドイツ（ベルリン市、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州及びテューリンゲン州の区域に限る。）
在デュッセルドルフ日本国総領事	ドイツ（ノルトライン・ヴェストファーレン州の区域に限る。）
在ハンブルク日本国総領事	ドイツ（ハンブルク市、ブレーメン市、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州及びニーダーザクセン州の区域に限る。）
在フランクフルト日本国総領事	ドイツ（ヘッセン州、ラインラント・プファルツ州及びザールラント州の区域に限る。）
在ミュンヘン日本国総領事	ドイツ（バイエルン州及びバーデン・ヴュルテンベルク州の区域に限る。）
在トルクメニスタン日本国大使	トルクメニスタン
在ノルウェー日本国大使	ノルウェー
在バチカン日本国大使	バチカン
在ハンガリー日本国大使	ハンガリー
在フィンランド日本国大使	フィンランド
在フランス日本国大使	フランス（在ストラスプールの在マルセイユ、在ホノルル、在マイアミ及び在モントリオールの各日本国総領事並びに在フィジー及び在マダガスカルの日日本国大使の管轄区域を除く。）
在ストラスプールの日本国総領事	フランス（バ・ラン県、オ・ラン県、テリトワール・ドウ・ベルフォール県、ドゥー県、ジュラ県、モゼル県、ムルト・エ・モーゼル県、ヴオージュ県、オート・ソーヌ県、ムーズ県及びオート・マルヌ県の区域に限る。）
在マルセイユ日本国総領事	フランス（ブッシュ・デュ・ローヌ県、ヴァール県、ヴォクリューズ県、オート・アルプ県、アルプ・ドウ・オート・プロヴァンス県、ア

東 中

在ブルガリア日本国大使	ブルガリア
在ベラルーシ日本国大使	ベラルーシ
在ベルギー日本国大使	ベルギー
在ポーランド日本国大使	ポーランド
在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使	ボスニア・ヘルツェゴビナ
在ポルトガル日本国大使	ポルトガル
在マルタ日本国大使	マルタ
在モナコ日本国大使	モナコ
在モルドバ日本国大使	モルドバ
在モンテネグロ日本国大使	モンテネグロ
在ラトビア日本国大使	ラトビア
在リトアニア日本国大使	リトアニア
在リヒテンシュタイン日本国大使	リヒテンシュタイン
在ルーマニア日本国大使	ルーマニア
在ルクセンブルク日本国大使	ルクセンブルク
在ロシア日本国大使	ロシア（在ウラジオストク、在サンクトペテルブルク、在ハバロフスク及び在ウラジオストクの各日本国総領事の管轄区域を除く。） 治管区の区域に限る。）
在ウラジオストク日本国総領事	ロシア（沿海地方、カムチャツカ州、マガダン州及びコリヤーク自治管区の区域に限る。）
在サンクトペテルブルク日本国総領事	ロシア（サンクトペテルブルク市及びレニングラード州の区域に限る。）
在ハバロフスク日本国総領事	ロシア（ブリヤート共和国、サハ共和国（ヤクーチヤ）、ハバロフスク地方、アムール州、イルクーツク州、チタ州、ユダヤ自治州及びアギン・ブリヤート自治管区の区域に限る。）
在ユジノサハリンスク日本国総領事	ロシア（サハリン州の区域に限る。）
在アフガニスタン日本国大使	アフガニスタン
在アラブ首長国連邦日本国大使	アラブ首長国連邦（在ドバイ日本国総領事の管轄区域を除く。）
在ドバイ日本国総領事	アラブ首長国連邦（ドバイ首長国、シャルジャ首長国、アジュマーン首長国、ウンム・ル・カイワイン首長国、ラアス・ル・ハイマ首長国及びフジャイラ首長国の区域に限る。）

カリフア	
在イスラエル日本国大使	イスラエル ヨルダン川西岸地区 ガザ地区
在イラク日本国大使	イラク
在オマーン日本国大使	オマーン
在カタール日本国大使	カタール
在クウェート日本国大使	クウェート
在サウジアラビア日本国大使	サウジアラビア（在ジッダ日本国総領事の管轄区域を除く。）
在ジッダ日本国総領事	サウジアラビア（在ジッダ日本国総領事の管轄区域を除く。）
在トルコ日本国大使	トルコ（在イスタンブール日本国総領事の管轄区域を除く。）
在イスタンブール日本国総領事	トルコ（アイドゥン県、バルケシル県、ブレジツク県、ブルサ県、チヤナツカレ県、デニズリ県、エディルネ県、イスタンブール県、イズミル県、クルクラーレリ県、コジャエリ県、キュタヒア県、マニサ県、ムーラ県、サカリア県、テキルダー県、ウシヤク県及びヤロヴァ県の区域に限る。）
在バーレーン日本国大使	バーレーン
在ヨルダン日本国大使	ヨルダン
在レバノン日本国大使	レバノン
在シリア	シリア
在アルジェリア日本国大使	アルジェリア
在アンゴラ日本国大使	アンゴラ
在ウガンダ日本国大使	ウガンダ
在エジプト日本国大使	エジプト
在エスワティニ日本国大使	エスワティニ
在エチオピア日本国大使	エチオピア
在エリトリア日本国大使	エリトリア
在ガーナ日本国大使	ガーナ
在カーボベルデ日本国大使	カーボベルデ
在ガボン日本国大使	ガボン
在カメルーン日本国大使	カメルーン
在ガンビア日本国大使	ガンビア
在ギニア日本国大使	ギニア
在ギニアビサウ日本国大使	ギニアビサウ
在ケニア日本国大使	ケニア
在コートジボワール日本国大使	コートジボワール
在コモロ日本国大使	コモロ

在コンゴ共和国日本国大使	コンゴ共和国
在コンゴ民主共和国日本国大使	コンゴ民主共和国
在サントメ・プリンシペ日本国大使	サントメ・プリンシペ
在ザンビア日本国大使	ザンビア
在シエラレオネ日本国大使	シエラレオネ
在ジブチ日本国大使	ジブチ
在ジンバブエ日本国大使	ジンバブエ
在スーダン日本国大使	スーダン
在セーシェル日本国大使	セーシェル
在赤道ギニア日本国大使	赤道ギニア
在セネガル日本国大使	セネガル
在ソマリア日本国大使	ソマリア
在タンザニア日本国大使	タンザニア
在チャド日本国大使	チャド
在中央アフリカ日本国大使	中央アフリカ
在チュニジア日本国大使	チュニジア
在トーゴ日本国大使	トーゴ
在ナイジェリア日本国大使	ナイジェリア
在ナミビア日本国大使	ナミビア
在ニジェール日本国大使	ニジェール
在ブルキナファソ日本国大使	ブルキナファソ
在ブルンジ日本国大使	ブルンジ
在ベナン日本国大使	ベナン
在ボツワナ日本国大使	ボツワナ
在マダガスカル日本国大使	マダガスカル
在フランス領マイヨット島及びレユニオン	フランス領マイヨット島及びレユニオン
在マラウイ日本国大使	マラウイ
在マリ日本国大使	マリ
在南アフリカ共和国日本国大使	南アフリカ共和国
在南スーダン日本国大使	南スーダン
在モーリシヤス日本国大使	モーリシヤス
在モーリタニア日本国大使	モーリタニア

在モザンビーク日本大使	モザンビーク
在モロッコ日本国大使	モロッコ
在リベリア日本国大使	リベリア
在ルワンダ日本国大使	ルワンダ
在レソト日本国大使	レソト